

年末年始のごみは計画的に出しましょう

問 環境エネルギーセンター TEL(38)8110 一般廃棄物最終処分場 TEL(33)8017
生活環境課 TEL(36)5509・FAX(36)5882・HP 26936

年末年始のごみの収集日程は、他の月と異なります。ごみカレンダーやごみ分別アプリで収集日程を確認し、計画的にごみを出しましょう。ごみは、収集日の午前8時までに、ごみステーションに出してください。

各施設への直接搬入の最終日程

環境エネルギーセンター 一般廃棄物最終処分場
12月29日(月) 午後4時まで 12月29日(月) 午後4時まで
(年始は1月5日(月)午前9時から) (年始は1月4日(日)午前9時～11時30分)

※最終週は混雑することが予想されますので、できるだけ20日(土)までに持ち込んでください。

環境エネルギーセンターへの搬入ルートをご確認ください



上図を参考に、必ずふるさと農道の「桐原新橋」から日野川堤防沿いの道路を通行し、センターに搬入してください。

年末年始のし尿くみ取り **問** 生活環境課 TEL(36)5509・FAX(36)5882・HP 26500

近江八幡地域

区域別に計画収集していますので、原則、臨時収集は行いません。やむを得ず臨時のくみ取りを希望される場合は、12月15日(月)までに(株)日吉 (TEL)32-5555)へ直接申し込んでください。通常の収集日は本紙令和7年2月号または市ホームページをご覧ください。

安土地域

世帯別に計画収集していますので、原則、臨時収集は行いません。やむを得ず依頼をされる場合には、右記の事業所毎の地域別収集指定日までに生活環境課までお問い合わせください。

し尿のくみ取り日程（安土地域）			
地域名	担当事業所	12月	1月
中屋、宮津、桑実寺、石寺、東老蘇、西老蘇、内野	八日市清掃(株)	10日・25日	9日・24日
大中、安土ニュータウン、小中、上豊浦	(有)湖東衛生社	10日・24日	14日・28日
常楽寺、香庄、慈恩寺、上出	(株)日吉	15日・26日	16日・29日
下豊浦	(有)スギモト	10日・25日	9日・23日

※12月27日(土)から1月4日(日)までは、くみ取りを行いません。日頃から便槽を確認するなど、各家庭でこまめな管理をお願いします。

年末年始の診療

近江八幡休日急患診療所（内科・小児科・外科） TEL(33)9311・FAX(34)7227	
日付	診療時間
12月27日(土)	午後3時～8時(外科を除く)
12月28日(日)	午前10時～午後8時
12月29日(月)	午前10時～午後8時
12月30日(火)	
12月31日(水)	午前10時～午後6時
1月1日(祝)	午後1時～8時
1月2日(金)	午後1時～8時
1月3日(土)	午後3時～8時(外科を除く)
1月4日(日)	午前10時～午後8時

※診療受付時間は、診療時間の20分前までです。

休日の歯科医院 湖東歯科医師会 TEL(20)2801・FAX(40)0458		
日付	院名	電話
12月30日(火)	藤居歯科医院（東近江市林町）	(42) 0240
	堀歯科医院（日野町松尾二丁目）	(53) 3520
12月31日(水)	マナベ歯科医院（安土町西老蘇）	(46) 6480
	門坂歯科医院（日野町大窪）	(53) 0118
1月1日(祝)	サンロード黒岩歯科（鷹飼町）	(31) 2711
1月2日(金)	あかい歯科医院（池田本町）	(32) 2223
1月3日(土)	コウ歯科クリニック（竜王町小口）	(26) 5588
	伊東歯科クリニック（鷹飼町北三丁目）	(34) 6091
1月4日(日)	藤関歯科医院（安土町上豊浦）	(46) 4567
	阿部D歯科医院（東近江市種町）	(36) 3022

※診療受付時間は、いずれも午前9時～午後4時（正午～午後1時除く）です。

新市庁舎への移転に伴い、市役所宿直室の場所が変わります。

1月1日(祝) 午前8時30分まで 現市庁舎宿直室
1月1日(祝) 午前8時30分から 新市庁舎宿直室
※新市庁舎宿直室（西側出入口の右側）の場所は、8ページで確認ください。

市民課からのお知らせ
(TEL) 36-5500・(FAX) 33-1717
▼出生・死亡・婚姻・離婚などの届出
いずれも、市役所宿直室で受け付けます。ただし、12月31日(水)までの死亡届は、埋火葬許可証の発行のため、午前8時30分から午後5時15分までにお越しください（1月1日(祝)からは終日受付）。※年明けの開庁日に内容を確認します。不備がある場合は、再度来庁いただくことがあります。
▼住所の異動（転入・転出・転居）などの届出
休み期間中は受け付けできません。
▼住民票や印鑑証明などの発行
休み期間中は、窓口交付できません。※年内の交付は12月26日(金)までです。コンビニ交付サービスをご利用ください。
▼マイナンバー関係の手続き
休み期間中は手続きできません。マイナンバー特設窓口の開庁時間内または、休日交付日に来庁ください。
水道事業所からのお知らせ
(TEL) 33-1661・(FAX) 33-1933
※休み期間は牧浄水場宿直につながります。
▼宅内水道管が故障（漏水）し、修理が必要な時
最寄りの市指定水道工事店へご連絡ください。詳しくは、水道事業所にお問い合わせいただくか、市ホームページ (HP) 7080 をご覧ください。
▼路上での漏水を発見した時
水道事業所へご連絡ください。

各コミュニティセンターの休業期間	
各センター名	期間
八幡	12月27日(土)～1月5日(月)
島・沖島・岡山・金田・桐原・馬淵・北里・武佐・安土	12月28日(日)～1月5日(月)
老蘇	12月28日(日)～1月7日(水)

その他の施設の休業日	
施設名	期間
さざなみ浄苑（火葬場）	1月1日(祝)
文化会館	12月28日(日)～1月4日(日)
運動公園	12月27日(土)～1月4日(日)
健康ふれあい公園	12月29日(月)～1月5日(月)
サン・ビレッジ近江八幡	12月26日(金)～1月3日(土)

お知らせ伝言板

HP
…
ホームページ
ID番号

年末年始は休業します

12月27日(土)

1月4日(日)

年末年始は、市役所・安土支所・総合医療センター・水道事業所などをお休みします。期間中、問い合わせ先が分からない場合は、市役所（代表）(TEL) 33-3111へ。



市職員の給与・定員管理などを公表します

「近江八幡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、人事行政運営の状況を公表しました。その中から市職員の給与・定員管理などについてお知らせします。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問 人事課 TEL (36) 5554・FAX (32) 3237・HP 7578

一般行政職などの級別職員数 (令和7年4月1日現在)							
区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職務名称	主事 技師	主事 技師	主査 主任主事 主任技師	副主幹 主任	課長補佐	次長 課長 参事	部長 理事
職員数 (人)	77	70	90	47	49	56	16
構成比 (%)	19.0	17.3	22.2	11.6	12.1	13.8	4.0
前年度構成比 (%)	17.4	15.3	23.6	10.9	14.8	13.7	4.4

※市の給与条例に基づく給料表の級別区分による職員数です。
※標準的な職務名称とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

初任給 (令和7年4月1日現在)							
区分		近江八幡市		国			
		初任給	採用2年経過後	初任給		採用2年経過後	
一般行政職	上級職	225,600 円	233,300 円	総合職	230,000 円	総合職	240,500 円
	初級職	194,500 円	206,100 円	一般職	220,000 円	一般職	228,900 円
				一般職	188,000 円	一般職	199,400 円

平均給料月額・平均年齢 (令和7年4月1日現在)				
区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
近江八幡市	314,503 円	40.3 歳	313,350 円	57.6 歳
国	323,711 円	42.7 歳	286,570 円	51.1 歳

地域手当 (令和6年度決算)	
支給対象地域	—
支給率	0%
支給対象職員	—
平均支給年額	0円

時間外勤務手当 (令和6年度決算)		
6年度	支給総額	185,724 千円
	一人当たり 支給年額	424 千円
5年度	支給総額	145,974 千円
	一人当たり 支給年額	333 千円

職員給与費 (普通会計予算) ※職員手当は退職手当を除く、通勤、住居、扶養、時間外勤務手当などです。					
区分	職員数 (A)	給与費			1人当たり 給与費(B/A)
7年度	601 人	給料	職員手当	期末勤労手当	計 (B)
		2,278,781 千円	573,068 千円	953,459 千円	3,805,308 千円
					6,332 千円

人件費 (普通会計決算) ※人件費には特別職に支給される給料・報酬などを含みます。						
区分	人口 (R7.1.1)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	令和4年度 人件費率 (参考)
6年度	81,942 人	51,316,312 千円	605,092 千円	5,641,885 千円	11.0%	11.6%

部門別職員数 (令和7年4月1日現在)			
区分	職員数	対前年比	
普通会計部門	議会	5	0
	総務企画	140	9
	税務	25	2
	民生	187	3
	衛生	36	1
	労働	1	0
	農林水産	19	0
	商工	11	0
	土木	53	3
	教育	124	10
	計	601	28
公営企業等部門	病院	661	8
	水道	14	0
	下水道	10	0
	その他	44	2
	計	729	10
合計	1,330	38	

※職員数は、一般職に属する職員であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含みます。なお、再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員と非常勤職員を除いています。

経験年数別・学歴別平均給料月額 (令和7年4月1日現在)				
区分	経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年	
一般行政職	大学卒	290,980 円	314,300 円	371,467 円
	高校卒	—	—	—

※経験年数区分に対象職員がいらないなどで平均値が出ない場合は省略しています。

特別職の報酬など (令和7年4月1日現在)			
区分	月額	期末手当	
給料	市長	880,000 円	
	教育長	685,000 円	6 月期 1.725 月分
	病院事業管理者	922,000 円	12 月期 1.725 月分
			計 3.45 月分
報酬	議長	475,000 円	加算措置あり
	副議長	412,000 円	
	議員	376,000 円	

職員手当 (令和7年4月1日現在)			
期末・勤労手当	支給期	期末	勤労
	6 月期	1.250 月分	1.050 月分
	12 月期	1.250 月分	1.050 月分
	計	2.50 月分	2.10 月分
	職務の級などによる加算措置あり		
退職手当	支給率	自己都合	早期・定年
	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
	25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
	35 年	39.7575 月分	47.709 月分
	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
	定年前早期退職特別措置 2% ～ 45% 加算 役職・在職期間に応じて 21,700 ～ 59,550 円×60 月分を加算		

特殊勤務手当 (令和6年度決算)	
区分	全職種
職員全体に占める 手当支給職員の割合	35.4%
平均支給年額	26,236 円
手当の種類	12 種

今年も寒い季節がやってきました 水道管の凍結に備えましょう

問 上下水道総務課 お客様センター
TEL (33) 1661・FAX (33) 1933・HP 6747

大雪や低温による凍結などで、水道管や給湯器などが破損することがあります。凍結防止対策をしっかりと行い、寒い冬を乗り越えましょう。

効果的な凍結防止対策



露出している蛇口にタオルを巻くだけで保温効果が上がります。



水の流れが止まらない程度に、少量の水を流しておく。



メーターボックスに保温材 (古新聞など) を詰め、メーター周りを保温する。

水道が凍って出ない時は…



ぬるま湯をゆっくりかける。

水道管が破裂・漏水した時は…

メーターボックスの近くにあるバルブを閉めるか、メーターボックス内の止水栓をまわして水を止め、市指定の水道工事店に修理を依頼してください。詳しくは市ホームページ (HP 7080) をご覧ください。



大切な人・まちを守るために

消防団員募集！

2種類の消防団員を選択できます

基本団員

火災・風水害などの災害対応や行方不明者の捜索などを行います。平常時には、機材の手入れを行い、災害に備え、訓練を実施します。また、地域に密着し、地域防災の要として、防災訓練や地域の行事にも参加しています。

機能別団員

個々の能力や個別の事情に応じて、特定の活動にのみ参加する消防団員です。近江八幡市消防団には、3つの機能別隊があります。①ドローン隊 ②船舶隊 ③災害支援隊

※機能別団員は、基本団員と報酬や被服の貸与制度などが異なります。

Q 消防署員と消防団員の違いは？



A 一番大きな違いは、消防署員が消防署に勤める専門の職業であることに対して、消防団員は、各自が仕事などを行いながら、災害時など必要に応じて消防・防災活動を行うことです。

Q 女性も入団できるの？



A もちろんできます。OFL 分団 (近江八幡市ファイヤーレディース分団) のほか、各学区の分団にも女性団員が在籍しており、女性ならではの視点を生かした活動を行っています。



小型ポンプ中継送水訓練



機能別ドローン隊飛行訓練



幼稚園・保育所・小学校防火訪問

地域の身近な相談相手 /

民生委員児童委員の皆さんを紹介します

問 福祉政策課 TEL (36) 5585・FAX (32) 6518

今回の一斉改選に伴い、新たに 204 人が厚生労働大臣から委嘱されました。任期は、令和 7 年 12 月 1 日から令和 10 年 11 月 30 日までの 3 年間です。学区ごとの氏名は表のとおりです（敬称略、一部常用漢字で表記）。

八幡学区	
民生委員児童委員	
上田 きよ子	西川 高志
乾 俊晴	辻 佳代子
川島 謙助	小林 博
中島 潤平	東 勉
水谷 初江	鳶本 深照
前田 清成	藤田 一吉
服部 広	尾賀 俊雄
深井 弘之	脇坂 重之
福井 甚一郎	辻 幸市
菅原 幹子	乾 茂隆
土生 正史	井上 輝子
北川 正由	臼井 久子
田中 春江	東森 伸恵
岸田 健司	杉本 顕治
川瀬 文夫	小野 伸一
佐藤 宏子	柳生 友美
大谷 光弘	
主任児童委員	
鳶本 知美	廣瀬 与里子

岡山学区	
民生委員児童委員	
八川 紳一郎	西川 敦子
今井 良治	出口 博之
岡田 美由紀	木村 三津子
西川 晴治	中嶋 毅
堀井 新兵衛	田村 明夫
浜田 栄一	原 敦子
東 文明	中島 義子
主任児童委員	
西川 久美子	深尾 さゆり

島学区	
民生委員児童委員	
大喜多 悦子	辻 善一
大西 増美	勝田 即榮
岩波 龍生	川嶋 弘美
雪吹 康子	小川 ゆかり
辻 太喜男	
主任児童委員	
河村 加恵	高原 恵里

金田学区	
民生委員児童委員	
河原 貞雄	大西 敏明
定松 好江	堀川 賢治
溝江 淳子	山本 由記子
瀬古 和子	水原 たけ子
鳥居 広子	村井 孝義
井上 幸子	志村 芳弘
厩若 力	蔵立 清和
鳥居 裕美	本多 隆嗣
浦山 泰司	金子 理榮子
川村 知弘	奥村 玲子
柴田 耕三	西河 香都子
松代 経子	松本 博
内田 武志	吉積 尚子
主任児童委員	
志村 美智代	丸山 秀子

民生委員・児童委員には
守秘義務があります



民生委員児童委員・主任児童委員は、民生委員法により守秘義務が課せられています。住民一人ひとりの人権とプライバシーを守り、個人情報を外へ漏らすことはありませんので、安心してご相談ください。

桐原学区	
民生委員児童委員	
分木 ひとみ	安田 公一
森岡 淳子	小森 源司
渡邊 一夫	山藤 妙子
太田 敬司	村松 功
田中 常夫	村田 明
小林 和子	澤 隆義
布施 千加子	岡本 すみ江
平林 千香世	吉田 輝雄
今別府 一文	上仲 久
青木 喜生	牧井 克成
池田 和弘	茂森 数雄
宮本 弘孝	津田 幸子
辻 正治郎	東 修二
中村 早苗	北辻 宣保
青木 茂	大橋 昭彦
小西 吉三	野本 猛
大田 勉	西川 哲男
中西 すま子	大黒 由美子
主任児童委員	
井崎 浩子	今西 道子

馬淵学区	
民生委員児童委員	
村井 豊喜	揚田 修
西中 満智子	小川 安生
中西 勉	吉田 恵子
中江 あい子	志賀 優子
主任児童委員	
牧田 清司	松本 共子

北里学区	
民生委員児童委員	
井狩 研治	三崎 克己
中川 泉	井澤 桂子
川端 宣明	橋本 正明
平野 康生	村山 栄一
西川 君子	高橋 金次
久郷 文恵	
主任児童委員	
村北 弘子	小森 喜枝

武佐学区	
民生委員児童委員	
田中 定子	長尾 正倅
北村 邦男	坂井 幹生
仙波 秀治	川口 真理子
中西 鈴子	山内 昭義
中西 権一	藤野 透
北川 忠雄	福井 治義
西野 仁美	安井 清三
坂井 近	坂井 隆
佐野 絹子	
主任児童委員	
赤嶺 聖子	田添 京子

安土学区	
民生委員児童委員	
橋本 章男	岡田 郁子
武井 コスギ	松井 富美子
深尾 邦宏	小寺 あおい
茶野 和枝	岡山 正典
高山 奈津子	稲森 裕美子
藤波 紀子	川嶋 淳子
深尾 孝子	藤井 康生
川口 亮子	東 美智子
静 敏子	小椋 恵美子
溝井 満	燧土 智昭
村瀬 義幸	山口 忍
青山 喜博	
主任児童委員	
北野 杏奈	竹田 恵美子

老蘇学区	
民生委員児童委員	
坪田 佐登美	安田 完
猪田 道朗	志井 和美
小谷 隆郎	中村 實應
井上 好美	
主任児童委員	
吉井 操	田邊 いさ江

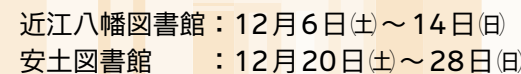


滋賀県民生委員・
児童委員キャラクター
「ひわっ湖 ミンジー」

**年末年始の
休館日**

八・西12月27日(土)～1月5日(月) **東**12月28日(日)～1月5日(月)
ク・安・ほ八・ほ金・ほき12月27日(土)～1月4日(日)
あ12月26日(金)～1月7日(水)

TEL (32) 3077
TEL (38) 5623
TEL (31) 2677
TEL (38) 5623
TEL (36) 1433
TEL (33) 4252



お知らせ伝言板

場所	内容	場内	費用	持物	日時	対象	定員	出演	講演	申込方法	HP
ホームページID番号											

保健センターで勤務する
看護師を募集します

乳幼児健診での介助や検査などを行う看護師を募集します。勤務条件は申し込み時にお伝えします。

勤務内容 月5回以内でおおむね半日勤務

申 令和8年1月9日金までに電話で連絡のうえ、当課へ直接申し込みください。

問 健康推進課
(TEL) 33 4252・(FAX) 34 6612
(HP) 29938

ぎかいカフェ(議会報告会)の開催

オープニングイベントのほか、議会報告会、タウンミーティング、新庁舎見学、カフェコーナーなどを行います。また、議場で電子採決の体験もできます。

日 令和8年1月24日(土) 午後1時～3時30分

場 新市庁舎4階議場ほか
申 1月15日(木)までに当局へ申し込みください。**定** 60人

問 議会事務局
(TEL) 36 5528・(FAX) 36 7101

▼おおむね6か月以上寝たきり状態での医師がおむつの使用が必要と判断する場合、医師の「おむつ使用証明書(有料)」が必要ですが、次の要件を満たす場合「おおむね6か月の医療費控除に係る主治医意見書の内容確認書」を発行します。

対象要件 本市で要介護認定を受け、要介護認定時の主治医意見書で、「寝たきり状態」および「尿失禁の可能性」または「尿力テール使用」が確認できること
※令和5年以前と令和6年以降は、取り扱いが異なります。**(HP) 7532**

申請方法(共通)

申請場所 介護保険課(郵送可)
申請期間 令和8年1月30日(金)まで(申請からお手元に届くまで、約2週間要します)

必要書類 申請書、申請者の本人確認書類、医師診断書(要介護認定にかかる「調査情報」および「主治医意見書」で要件を確認できる場合は不要)※要介護認定を受けていても、対象になるとは限りません。詳しくは、市ホームページを確認ください。
※申請書類は、当課または市ホームページからダウンロードできます。

問 介護保険課 (TEL) 33 3511
〒523-8501 桜宮町236

保険年金課からのお知らせ

▼「医療費のお知らせ」を送付します
国民健康保険に加入中の人へ医療費控除に使用いただける「医療費の

令和8年度償却資産申告書を提出してください

市内で事業を営んでいる人は、令和8年1月1日現在の償却資産の申告をお願いします。

左記の人には、償却資産の申告に関する書類一式を送付しています。

・令和7年度の申告をした人

・新しく事業を開始した人

※書類一式は、市ホームページからダウンロードできます。

前回までの資産合計が少額の人には、申告省略ハガキを送付しています。資産の増減や氏名・住所などの変更がない限り申告は不要です。

提出方法 当課または安土末末づくり課まで持参または郵送ください。
※電子申告eLTAX(エルタックス)を利用しての申告も受け付けています。詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

(URL) <https://www.eltax.lta.go.jp/>

提出期限 令和8年1月30日(金)(eLTAXでの提出は1月31日(土)まで)

問 税務課固定資産税グループ
(TEL) 36 5506・(FAX) 33 3670
〒523-8501 桜宮町236
(HP) 8529

保険料の年間納付額のお知らせを郵送します

確定申告や市・県民税の申告に使用する社会保険料控除証明書として、令和7年中に納付された「国民健康

お知らせ」を年に2回送付します。

・1回目/12月発送

(令和7年1月～10月診療分)

・2回目/2月発送

(令和7年11月・12月診療分)

お知らせが届く前に確定申告する場合や、お知らせに記載がないものがある場合は、別途領収書に基づき「医療費控除の明細書」を作成してください。(領収書の原本はお手元に保管ください。)

マイナ保険証をお持ちの人は、医療費の情報をマイナポータルで確認できます。この情報はeTaxに連携することができ、確定申告時の医療費控除の申請が簡単になります。

▼ポリファーマシーに注意しましょう

ポリファーマシーとは、必要以上に薬を服用することで、副作用などを起こすことです。服用している全ての薬の情報を把握できるよう、お薬手帳を1冊にまとめ、必ず医療機関や薬局に持参しましょう。

▼セルフメディケーションとは

「自分の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当すること」をセルフメディケーションといいます。普段から適度な運動と栄養バランスのよい食事、十分な睡眠時間を確保し自然治癒力を高めましょう。薬局などで処方せんなしで購入できるOTC医薬品を上手に利用し、自身の健康を自身で守りましょう。

問 保険年金課 (TEL) 36 5501
(FAX) 33 1717・(HP) 6784

市税などは納付期限内に納めましょう

滞納処分の流れ

督促状の発送

納付期限を経過して20日以内に納付がないと、督促状を発送します。郵便物が届いたら、必ず開封し内容を確認してください。

財産調査

納付に応じられない場合は、金融機関・勤務先・生命保険会社・自宅などに対し、調査を行います。

財産の差し押さえ

財産調査で判明した財産(不動産、給与・賞与、預貯金、車など)を差し押さえます。

換価・充当

差し押さえた財産は、公売などにより換価(換金)し、滞納金に充当します。

福祉や教育をはじめとする行政サービスは、皆さんが納めた市税などが主要な財源です。納期限までに納めている人との負担の公平性を保つため、滞納処分の強化に取り組んでいます。

自主的な納付をお願いします

納付に応じない滞納者には、やむを得ず不動産や給与、賞与、預金などの差し押さえを行います。納付が確認できないと、本来の額に一定の割合を乗じた延滞金が増加されます。未納付の税や料金がある人、やむを得ない事情で納付期限内に納めることが困難な人は、ご相談ください。

さまざまな納付方法があります

口座振替は、預貯金口座から期限に遅れず振替納付ができ、一度の申し込みで毎年継続できます。その他、指定金融機関やコンビニエンスストア、市役所窓口、スマートフォンアプリ、クレジットカードなどでも納付できます。
※クレジットカード決済は、カード情報を登録して自動で支払いができるものではありません。詳しくは「地方税お支払いサイト」または「近江八幡市納付サイト」をご確認ください。

問 収納課 (TEL) 36 5504・(FAX) 33 3670・(HP) 6311

男女が輝いて生きる絵手紙
入賞作品が決定

地域・職場・学校などで、男女共同参画のイメージを絵手紙でわかりやすく伝えようと、毎年募集している「男女が輝いて生きる」絵手紙の今年度の入賞作品が決まりました。

入賞されました全10作品は、市ホームページ(HP 23953)でご紹介しています。ぜひご覧ください。

問 人権・市民生活課 (TEL) 36 5881・(FAX) 36 5882

令和7年度 最優秀作品



小学生の部

片岡 優菜さん
(金田小学校)



中学生の部

林 真優さん
(八幡西中学校)

令和8年1月5日から介護保険新規申請や介護相談の予約開始

介護保険要介護認定などの新規申請や介護相談の窓口予約を開始します。市ホームページで事前に予約いただくと、待ち時間なくご案内できます。予約優先のため、予約がない場合は、別時間や別日にお越しいただく場合があります。



問 介護保険課 (TEL) (33) 3511 (FAX) (31) 2037・(HP) 28273

「年賀状エコポスト」を設置します

家庭で不用となった「使用済みはがき」を回収します。資源として再生利用することで、二酸化炭素削減と循環型社会の構築に貢献します。回収できるもの 年賀状や寒中見舞いなどの使用済みはがき

※事業で排出されたものは不可。
設置期間 令和8年1月5日(月)～2月27日(金) (市内各郵便局は1月30日(金)まで)

設置場所 当課・安土末来づくり課・市内各郵便局の窓口(営業時間内) リサイクル方法 当課職員が回収箱を処理工場へ直接運搬します。その後、製紙工場で完全に溶解処理され、再生利用・リサイクルされます。

※市の資源ごみや地域の資源ごみ、店頭回収なども利用いただけます。

問 生活環境課 (TEL) (36) 5509 (FAX) (36) 5882・(HP) 29080

国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金の受給資格を満たしていない、または満額受給できない場合は、任意加入をすることで保険料を納付することができます。

※原則、口座振替での納付です。申し出のあった月から納付が始まり、さかのぼれません。

対 次の要件をすべて満たす人
①国内に住所がある60歳以上65歳未満の人
②老齢基礎年金を繰り上げ受給していない人
③20歳以上60歳未満の保険料の納付月数が480月(40年)未満の人
④厚生年金保険・共済組合などに加入していない人
※年金の受給資格を満たしていない

12月1日(月)～12月31日(水)は交通安全県民運動期間です

次の重点事項に気をつけ、より一層交通事故防止に取り組みましょう。
①子どもと高齢者を始めとする交通事故防止の推進

歩行者は、横断歩道の利用、信号を守るなど、交通ルールを守りましょう。運転手は、子どもや高齢者を見かけたときは、徐行や一時停止するなど、その人の行動に十分注意しましょう。時間にゆとりをもって、安全運転を心がけましょう。



②ながらスマホや飲酒運転等の根絶
「ながらスマホ」は、危険の発見が遅れ重大な事故につながります。

「飲酒運転」は、犯罪であることを認識して、少しでもお酒を飲んだら、絶対に運転をやめましょう。

③自転車や特定小型電動機自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
自転車や電動キックボードなどの利用時は、交通ルールを守り、交通事故の重症化を軽減するため、ヘルメットを着用しましょう。

④横断歩道利用者ファースト運動の推進
運転手は、歩行者が横断歩道を渡るのを見かけたら、横断歩道の手前で必ず一時停止しましょう。

問 交通政策課 (TEL) (36) 5515・(FAX) (36) 5882

65歳以上70歳未満の人も加入可。

持 基礎年金番号がわかるもの、預金通帳とその届出印、本人確認書類
※詳しくは、二次元コードから確認ください。



問 草津年金事務所国民年金課 (TEL) 077(567)2220

保険年金課 (TEL) (36) 5502 (FAX) (33) 1717・(HP) 7675

近所トラブルを防止するために薪ストーブの適切な使い方

薪ストーブは、暖房能力が高く、環境にも優しい暖房器具として普及していますが、使用や維持管理が適切でないと、煙や臭いなどにより、近隣トラブルとなる恐れがあります。使用の際は、次の点にご注意ください。

・点火時は煙やすがが発生しやすいため、ご近所へ影響が出ないか確認しましょう。影響が出そうな場合は、点火の時間をずらすなどの対応をお願いします。

・しっかり乾燥させた薪を使用しましょう。また、建設廃材などは接着剤や塗料などが含まれている場合があり、有害成分が発生する恐れがあります。

・煙突の清掃、機器のメンテナンスを定期的に行いましょう。
※設置を検討している人は、設置場所や煙突の高さ、使用方法を専門の業者と相談してください。

「第3期近江八幡市教育大綱」策定にかかるパブリックコメント

令和7年度末に期間の満了を迎える「近江八幡市教育大綱」の素案を作成しました。よりよい大綱とするため、ご意見を募集します。

募集期間 12月10日(水) (必着)

対象 ①本市に在住・在勤・在学の人
②本市に事務所または事業所を有する個人、法人およびその他の団体
提出方法 住所、氏名、電話番号、意見内容を明記のうえ、郵送、ファクス、Eメール、持参のいずれかで提出ください(様式は任意)。または市電子申請システムでの提出も可。
※閲覧場所や大綱の素案など詳しくは、市ホームページを確認ください。

問 企画課 (TEL) (36) 5527 (FAX) (32) 2695・(HP) 31697

〒523-8501 桜宮町236

後期高齢者歯科健康調査の受診期限が近づいています

お口の健康づくりや誤嚥性肺炎の予防のため、歯科健診(無料)受けましょう。口腔機能全般をチェックします。

対象者 今年度、76歳、81歳の人(8月下旬に対象者に案内しています)

予約 12月21日(日)まで
受診 12月28日(日)まで

問 県後期高齢者医療広域連合 (TEL) 077(522)3013 (FAX) 077(522)3023

※現在、薪ストーブなどの設置や使用に関する法令は無いため、近隣トラブルは当事者間での解決となります。

問 環境政策課 (TEL) (36) 5593・(FAX) (36) 5882

マイナンバーカード・電子証明書は有効期限があります

有効期限が近づいた人には、順次「有効期限通知書」が送付されます。通知書がなくても有効期限の3か月前から更新できます。

▼マイナンバーカードの有効期限

カード券面に印字されています。

カード発行時 成年／

発行から10回目の誕生日まで

カード発行時 未成年／

発行から5回目の誕生日まで

▼電子証明書の有効期限

マイナポータルで確認できます。

発行から5回目の誕生日まで

問 市民課 (TEL) (36) 5500・(FAX) (33) 1717

近江八幡こだわり食材産地直売軽トラ市を開催します

日 12月20日(土) 午前8時30分～11時
(商品が無くなり次第終了)

小雨決行、荒天中止

場 市役所前駐車場

※出店希望の人も募集中です。

問 農業振興課 (TEL) (36) 5514 (FAX) (46) 5320・(HP) 7809

今年も格別のご愛顧を賜りありがとうございました

2025年 カワシマ種苗

年末セール 12/1(月)～12/29(月)まで

広告

家庭菜園から園芸施設まで カワシマ種苗

営業時間/9:00-18:00

〒523-0816 滋賀県近江八幡市西庄町1246 TEL.0748-33-2119 FAX.0748-33-3393

SNSでたくさんの情報をお届けします！

LINE

Instagram

公式ホームページ

内科・消化器内科・循環器内科・アレルギー科

まつざわ クリニック

(Internal medicine) http://324508.com (0748) 32-4508

近江八幡市立総合医療センター 八木町

マイナ薬局 けいさつ署

桐原東小学校

センターより 3分

ココ クリーニング ●相互 ●堀上町

診療時間

	月	火	水	木	金	土	日
AM 8:30～12:00	○	○	○	△	○	○	△
PM 4:30～7:00	△	△	△	○	△	△	△

木・日・祝日は休み

レストラン 寛閑観 KAN KAN KAN

レストラン 寛閑観 滋賀県近江八幡市東川町133-1 TEL 0748-38-5135

近江牛・和牛専門 寛閑観 精肉店

寛閑観 精肉店 滋賀県近江八幡市小幡町中14 TEL 0748-43-1823

広告

近江八幡商店街連盟 ミルカード終了のお知らせ

新規発行・ポイント付与 令和7年12月31日(水) をもちまして終了させていただきます。

ポイント交換最終日 令和8年7月31日(金) をもちまして終了させていただきます。

※満点カードのみの交換となります。令和8年7月31日以降は交換ができません。長年にわたり、ミルカードをご利用いただきましたお客様に心より感謝申し上げます。

近江八幡商店街連盟 ミルカード委員会

広告

お気軽にご相談ください 12月の各種無料サポートガイド

相談名	日時	場所	問い合わせ・申し込み先
弁護士相談	①10日(水)・②24日(水)、③1月14日(水) 午後1時30分～4時30分 (受付 ①2日(火)・②16日(火) 午前8時30分～、③1月6日(火) 午前9時～)	①②市役所2階 A会議室 ③新市庁舎2階 C会議室	人権・市民生活課 TEL(36)5881・(36)5566
司法書士相談	17日(水) 午後1時30分～4時30分 (受付 9日(火) 午前8時30分～)	市役所2階 A会議室	※市役所代表 TEL(33)3111では 予約できません ※いずれも先着6人・時間の指定不可
行政相談	11日(木) 午後1時30分～4時	市役所2階 B会議室	人権・市民生活課
人権相談	11日(木)・25日(木) 午後1時～4時	市役所2階 A会議室	TEL(36)5881・(36)5566
福祉に関する相談・ 生活困窮の相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時	市役所2階 福祉政策課	福祉暮らし仕事相談室 TEL(36)5583・FAX(32)6518
職業相談 (求人票の配布、就職などにか かる相談)	9日(火) 午前9時30分～11時	八幡子どもセンター	商工振興課
	9日(火) 午後1時30分～3時	八幡東子どもセンター	TEL(36)5517・FAX(46)5320
	月～金曜 午前8時30分～午後5時	ハローワークプラザ近江八幡 TEL(33)8609	
キャリアカウンセリング (仕事・働き方悩み相談)	22日(月) 午後5時～8時	サン・ビレッジ近江八幡 ミーティングルームA	商工振興課 TEL(36)5517・FAX(46)5320
創業個別相談	1日(月) 午前9時～午後5時	近江八幡商工会議所	近江八幡商工会議所 TEL(33)4141 安土町商工会 TEL(46)2389
	1月5日(月) 午前9時～午後5時	安土町商工会	商工振興課 TEL(36)5517
農業相談	1日(月) ※1月は実施しません 午前9時30分～11時30分	グリーン近江農協 八幡西支店	農業委員会 TEL(36)5520・FAX(46)5320
目が見えにくい・ 見えない人の電話相談会	26日(金) 午前9時～正午	電話で相談を受け付けます	市視覚障害者福祉協会 成澤さん TEL090(1139)9801
教育相談 (幼児～中学生と保護者)	月～木曜 午前9時～午後4時30分 金曜 午前10時～午後5時30分	教育相談室(マナビィ2階) TEL(37)8877	
滋賀で一緒に保育しよ！ 保育のしごと相談会	19日(金) ・午前10時～正午 ・午後1時～4時	滋賀マザーズジョブステーション (県立男女共同参画センター)	TEL(36)1831
看護職のための 出張就職相談	12日(金)・26日(金) 午前10時～午後1時		
一日年金相談所	11日(木) 午前10時～午後4時	ひまわり館2階 研修室3	草津年金事務所お客様相談室 TEL077(567)2220
心配ごと相談 (民生委員・児童委員による)	月～金曜の偶数日 午後1時～4時 (午後3時30分受付終了)	ひまわり館1階 相談室1	(社)市社会福祉協議会 TEL(32)6111・FAX(36)6910
福祉の困りごと相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時	ひまわり館 社協窓口	(社)市社会福祉協議会 TEL(31)2677・FAX(36)6910
ボランティア・ 地域福祉活動相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時	ひまわり館 社協窓口	
保護司相談	16日(火) 午後1時～4時	更生保護サポートセンター (総合支所3階)	近江八幡保護区保護司会 TEL(46)3141(内線345)
税務相談	4日(木)、1月8日(木) 午前10時～午後4時 ※両日とも定員に達しています	(公社)近江八幡納税協会 (近江八幡商工会議所2階)	TEL(33)4121・FAX(36)8415
相続等くらしの問題 行政書士無料相談	19日(金) 午後1時30分～3時30分	滋賀中央信用金庫本店	県行政書士会湖東支部(江南事務所) TEL(47)7517・FAX(47)8507
無料健康相談	3日(水)・11日(木)・17日(水)・23日(火) 午前9時～11時	滋賀八幡病院	滋賀八幡病院 TEL(33)7101・FAX(32)7725

※日時が月～金曜のものは祝日・年末年始(12月29日(月)～1月4日(日))を除きます。

市民課からのお知らせ

▼マイナ窓口の平日時間外開庁

日 12月4日(木)・16日(火)

午後5時30分～7時

場 市役所本庁舎1階 マイナンバ
ー特設窓口

▼マイナンバーカードの休日交付

日 12月14日(日) 午前8時30分～正午

場 市役所本庁舎1階 市民課窓口

HP 29573

▼各種証明書コンビニ交付の停止

システムメンテナンスのため、コ

ンビニ交付サービスを停止します。

停止期間

12月4日(木) 午後5時30分～終日

令和8年1月13日(火)～27日(火) 終日

問 市民課 TEL(36)5500

FAX(33)1717・HP18346

地域アドボケーターに相談ください

地域アドボケーターは、県に設置
されている障害者差別解消相談員と
相談者をつなぐ役割を担っています。
障がい理由とする差別を受け、自
分自身で相談することが難しいとき、
相談者に寄り添い相談内容を代弁し
ます。お困りの人は、ご相談ください。

東近江圏域地域アドボケーター

●喜多川みどりさん(近江八幡市)

TEL・FAX(37)6542

●夏原稔さん(東近江市)

TEL・FAX(23)4433

問 障がい福祉課

TEL(31)3711・FAX(31)3738

子ども・若者相談窓口を
開設しています

引きこもり、不登校、不就労など、
社会生活を営むことに不安のある子
ども・若者への相談や支援を目的に
「子ども・若者相談窓口」を開設し
ています。

日 月曜日～金曜日 午前9時～午
後4時45分(祝日・年末年始を除く)

対 市内在住で、さまざまな悩みを
抱える子ども・若者(おおむね39歳
まで)とその保護者や家族

問 子ども・若者相談窓口専用ダ
イヤル(生涯学習課内)

TEL(36)5597・HP25356

12月4日～10日は人権週間です

「世界人権宣言」の採択日である
12月10日は「人権デー」と定められ
ています。日本でも、「人権週間」を
定め、人権尊重の普及啓発の活動を
展開しています。誰もが明るく暮ら
せる社会を作るためには、私たち一
人ひとりが、人権を正しく理解し、
お互いを尊重することが大切です。

相談窓口

みんなの人権110番

TEL0570(003)110

こどもの人権110番

TEL0120(007)110

外国語人権相談ダイヤル

TEL0570(090)911

問 人権・市民生活課

TEL(36)5881・FAX(36)5882

日本赤十字社への活動資金の
ご協力ありがとうございました

お寄せいただいた活動資金は、献
血の推進や災害救護活動、ボラン
ティア育成など日本赤十字社の幅広
い事業に使用されます。

11月10日現在(市内)

484万7335円

問 福祉政策課

TEL(36)5585・FAX(32)6518

近江八幡観光アンバサダーを委嘱



本市の魅力を国内外に
PRするため、観光アン
バサダー(3組)を委嘱し
ました。今後、SNSで
の発信やイベント出演な
ど、幅広く活動されます。

問 観光政策課 TEL(36)5573・FAX(36)5882

今月の税・料の納付

(納付期限 1月5日(月))

固定資産税・都市計画税(3期)

国民健康保険料(7期)

後期高齢者医療保険料(6期)

介護保険料(6期)

善意のともじび

(敬称略)

10月20日から11月14日までの受付分

福祉基金にと

光友易字 5千円

子ども発達支援センターにと

匿名 2千円

新庁舎にと

近江八幡建設工業会

AED 1式

みんなの手話

vol.104

【出典 わたしたちの手話学習辞典】

入口・出口



入

両手の人差し指で「入」
の字を作り前へ倒す



出

片方の手の下からもう片
方の手のひらを前へ出す



口

人差し指で口に沿って
円をかく

問 障がい福祉課 TEL(31)3711・FAX(31)3738